

## 第5章 推進体制

### 1 計画の進行管理・公表

計画の実効性がより高められるよう、定期的に進捗状況を把握するとともに、数値目標を定め市民に公表することで、積極的な施策の推進を図ります。

あらゆる施策が男女共同参画の視点に立って実施されるように、担当課と関係部署が横断的に連携し、啓発及び具体的な事業実現を目指します。

進捗状況については、報告書を作成し、その内容については「男女共同参画推進会議」において検証するとともに、必要に応じて市民に公表します。

### 2 西条市職員の研修機会等の充実

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野への男女共同参画を、全庁的課題として取り組み、施策へ反映していくことが必要です。そこで、すべての西条市職員が「男女共同参画の視点」を養うことができるように、研修機会や情報提供の充実を図ります。

### 3 国・県・関係機関・市民との連携

男女共同参画社会の実現をめざしてこの計画を着実に推進するためには、行政はもとより市民・民間団体・企業などが一体となって取り組む必要があります。国・県・市民団体・女性団体・民間企業・労働団体などとの連携を図っていきます。また、男女共同参画社会の実現は、市民の積極的な協力や理解なしには達成できません。家庭・地域・職場・学校など社会のあらゆる場で、市民一人ひとりが男女共同参画に主体的に取り組むことが望まれます。

## 4 数値目標

主要課題のうち、次の 8 項目について数値目標を設定し、今後 5 年間の重点目標として、計画の着実な推進を図ります。

|                           | 項 目                       | 現状<br>平成 26 年度 | 目標<br>平成 31 年度 |
|---------------------------|---------------------------|----------------|----------------|
| I 男女の人権の尊重                | 各種がん検診の平均受診率              | 19.0%          | 25.0%          |
| II 男女共同参画の視点に<br>立った意識の改革 | 「男女共同参画社会」という言葉の周知度       | 61.7%          | 80.0%          |
| III 意思決定の場への<br>女性の参画拡大   | 審議会等への女性委員の登用率            | 22.7%          | 30%            |
|                           | 女性防災士の数                   | 51 人           | 100 人          |
| IV ともに支えあう<br>家庭と地域       | ファミリー・サポート・センター<br>延べ利用者数 | 1,132 人        | 3,000 人        |
|                           | 地域子育て支援センターの数             | 6 か所           | 10 か所          |
|                           | 介護予防事業の延べ参加者数             | 4,192 人        | 4,500 人        |
| v 働く場における男女<br>共同参画       | 女性起業塾の受講者数                | 20 人           | 30 人           |